

議 案 目 録

令和7年(2025年)3月18日

番 号	件 名
議案第 33 号	令和6年度(2024年度)彦根市一般会計補正予算(第10号)
議案第 34 号	令和6年度(2024年度)彦根市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
議案第 35 号	令和6年度(2024年度)彦根市休日急病診療所事業特別会計補正予算(第1号)
議案第 36 号	令和6年度(2024年度)彦根市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
議案第 37 号	令和6年度(2024年度)彦根市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
議案第 38 号	令和6年度(2024年度)彦根市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
議案第 39 号	令和6年度(2024年度)彦根市病院事業会計補正予算(第3号)
議案第 40 号	令和6年度(2024年度)彦根市水道事業会計補正予算(第3号)
議案第 41 号	令和6年度(2024年度)彦根市下水道事業会計補正予算(第3号)
議案第 42 号	彦根市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
議案第 43 号	彦根市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例および彦根市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
報告第 3 号	損害賠償の額の決定について

議案第 42 号

彦根市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)3 月 18 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(彦根市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 彦根市職員の給与に関する条例(昭和 40 年彦根市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 4 項中「(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級であるものおよび同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあつては、3 号給)」を削る。

第 13 条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(扶養手当)」を付し、同条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 3 項中「前項第 1 号および第 3 号から第 6 号まで」を「前項第 1 号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。))については 1 人につき 13,000 円、同項第 2 号から第 5 号まで」に改め、「、同項第 2 号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については 1 人につき 10,000 円」を削り、同条第 4 項中「(以下「特定期間」という。))」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の 1 項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第 14 条を次のように改める。

第 14 条 削除

第 14 条の 2 第 2 項中「100 分の 6」を「100 分の 4」に改める。

第 14 条の 3 第 1 項第 1 号中「職員」の次に「(市が設置する公舎を貸与され、使用料を支

払っている職員その他規則で定める職員を除く。))」を加え、同項第2号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。))」を、「住宅」の次に「(市が設置する公舎その他規則で定める住宅を除く。))」を加える。

第21条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「までの間」の次に「(週休日等に含まれる時間を除く。))」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「に定める額」の次に「(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を加え、同項第1号中「(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を削る。

第24条の2第1項中「から第14条までおよび第14条の3」を「および第13条」に改める。

第30条第1項ただし書中「、住居手当」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500

17	207, 400	252, 100	282, 500	321, 700	347, 600	381, 700	433, 700
18	209, 000	253, 200	283, 800	323, 400	349, 300	383, 500	435, 000
19	210, 600	254, 300	285, 000	325, 000	350, 900	385, 200	436, 300
20	212, 100	255, 400	286, 200	326, 600	352, 500	386, 800	437, 500
21	213, 600	256, 400	287, 300	328, 000	353, 700	388, 500	438, 700
22	215, 200	257, 400	288, 500	329, 700	355, 200	389, 900	439, 500
23	216, 800	258, 400	289, 800	331, 400	356, 700	391, 300	440, 300
24	218, 400	259, 400	291, 100	333, 000	358, 200	392, 700	441, 100
25	220, 000	260, 400	292, 400	334, 200	359, 900	394, 100	441, 700
26	221, 700	261, 300	293, 400	336, 100	361, 700	395, 300	442, 300
27	223, 000	262, 200	294, 400	337, 800	363, 400	396, 500	442, 900
28	224, 300	263, 100	295, 500	339, 400	365, 100	397, 500	443, 500
29	225, 600	263, 900	296, 600	340, 900	366, 500	398, 600	444, 200
30	226, 700	264, 700	297, 800	342, 500	367, 800	399, 800	445, 000
31	227, 800	265, 500	298, 900	344, 100	369, 000	400, 900	445, 400
32	228, 900	266, 300	300, 100	345, 700	370, 400	402, 000	446, 100
33	230, 000	267, 000	301, 300	347, 400	371, 500	402, 700	446, 600
34	231, 100	267, 800	302, 600	349, 200	372, 400	403, 400	447, 000
35	232, 200	268, 600	303, 900	351, 000	373, 400	404, 100	447, 400
36	233, 300	269, 300	305, 200	352, 800	374, 500	404, 800	447, 800
37	234, 400	270, 000	306, 500	354, 300	375, 300	405, 400	448, 200
38	235, 400	270, 800	307, 800	355, 700	376, 200	406, 000	448, 600
39	236, 400	271, 600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500	449, 000
40	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900	449, 300
41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300	449, 600
42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500	450, 000
43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800	450, 300
44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100	450, 600
45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	450, 900
46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700	
47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000	
48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300	
49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500	
50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800	
51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100	
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400	
53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600	

54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900	
55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200	
56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500	
57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700	
58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000	
59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300	
60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500	
61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700	
62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000	
63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300	
64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500	
65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700	
66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000	
67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300	
68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500	
69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700	
70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000	
71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300	
72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500	
73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700	
74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500		
75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800		
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000		
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200		
78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500		
79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800		
80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000		
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200		
82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500		
83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800		
84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000		
85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200		
86	256, 000	297, 100	346, 000				
87	256, 300	297, 400	346, 400				
88	256, 600	297, 700	346, 800				
89	256, 900	298, 000	347, 000				
90	257, 200	298, 300	347, 400				

	91	257, 500	298, 600	347, 800				
	92	257, 800	299, 000	348, 200				
	93	258, 100	299, 200	348, 400				
	94		299, 400	348, 800				
	95		299, 700	349, 200				
	96		300, 100	349, 500				
	97		300, 300	349, 800				
	98		300, 600	350, 200				
	99		301, 000	350, 600				
	100		301, 400	351, 000				
	101		301, 600	351, 500				
	102		301, 900	351, 900				
	103		302, 200	352, 300				
	104		302, 500	352, 700				
	105		302, 700	353, 200				
	106		303, 000	353, 600				
	107		303, 300	353, 900				
	108		303, 600	354, 200				
	109		303, 800	354, 700				
	110		304, 200					
	111		304, 600					
	112		304, 900					
	113		305, 100					
	114		305, 300					
	115		305, 600					
	116		306, 000					
	117		306, 200					
	118		306, 400					
	119		306, 700					
	120		307, 000					
	121		307, 400					
	122		307, 600					
	123		307, 900					
	124		308, 200					
	125		308, 500					
定年前		基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料

再任用 短時間 勤務職 員		月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第28条に規定する職員を除く。

別表第3および別表第4を次のように改める。

別表第3(第3条関係)

教育職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円
	1	199,900	220,700	348,700	435,700
	2	202,200	223,100	350,200	437,000
	3	204,500	225,500	351,700	438,200
	4	206,700	227,900	353,200	439,500
	5	208,900	230,300	354,600	440,600
	6	211,200	232,700	356,000	441,700
	7	213,400	235,100	357,400	442,900
	8	215,600	237,500	358,800	444,100
	9	217,800	239,900	360,200	445,400
	10	220,000	241,500	361,500	446,600
	11	222,200	243,100	362,800	447,600
	12	224,400	244,700	364,100	448,700
	13	226,600	246,300	365,300	449,900
	14	228,700	247,800	366,600	450,700
	15	230,800	249,200	367,800	451,500
	16	232,900	250,600	369,000	452,400
	17	235,000	252,000	370,200	453,300
	18	236,800	253,200	371,400	453,800
	19	238,500	254,400	372,600	454,300
	20	240,200	255,600	373,700	454,800
	21	241,900	257,000	374,800	455,300
	22	243,200	258,200	376,000	
	23	244,500	259,500	377,200	
	24	245,800	260,800	378,300	
	25	247,000	262,100	379,400	

26	248, 100	264, 000	380, 600	
27	249, 200	265, 800	381, 800	
28	250, 300	267, 600	382, 900	
29	251, 500	269, 300	384, 000	
30	252, 800	271, 500	385, 200	
31	254, 000	273, 700	386, 400	
32	255, 200	275, 900	387, 500	
33	256, 300	278, 100	388, 600	
34	257, 500	280, 300	389, 800	
35	258, 700	282, 500	391, 000	
36	259, 900	284, 600	392, 200	
37	261, 100	286, 600	393, 400	
38	262, 300	288, 500	394, 700	
39	263, 500	290, 400	395, 900	
40	264, 700	292, 200	397, 100	
41	265, 900	294, 000	398, 300	
42	267, 000	295, 900	399, 600	
43	268, 100	297, 700	400, 600	
44	269, 200	299, 400	401, 700	
45	270, 200	301, 100	402, 900	
46	271, 000	302, 900	404, 100	
47	271, 800	304, 600	405, 300	
48	272, 600	306, 200	406, 500	
49	273, 300	307, 800	407, 600	
50	274, 100	309, 500	408, 600	
51	274, 800	311, 300	409, 900	
52	275, 500	313, 000	411, 100	
53	276, 300	314, 300	412, 300	
54	277, 100	316, 200	413, 400	
55	277, 900	318, 000	414, 500	
56	278, 600	319, 700	415, 600	
57	279, 300	321, 400	416, 600	
58	280, 100	323, 300	417, 800	
59	280, 900	325, 000	419, 000	
60	281, 600	326, 700	420, 200	
61	282, 200	328, 400	420, 800	
62	282, 900	330, 200	421, 600	

63	283, 600	332, 000	422, 300	
64	284, 200	333, 700	422, 800	
65	284, 900	335, 400	423, 100	
66	285, 600	336, 700	423, 400	
67	286, 300	338, 000	423, 800	
68	287, 000	339, 300	424, 200	
69	287, 700	340, 800	424, 500	
70	288, 500	342, 300	424, 900	
71	289, 200	343, 800	425, 200	
72	289, 900	345, 300	425, 500	
73	290, 400	346, 700	425, 800	
74	291, 100	348, 200	426, 200	
75	291, 800	349, 700	426, 500	
76	292, 400	351, 200	426, 800	
77	293, 000	352, 600	427, 100	
78	293, 700	354, 100	427, 400	
79	294, 300	355, 600	427, 700	
80	294, 900	357, 100	427, 900	
81	295, 500	358, 500	428, 100	
82	296, 100	359, 800		
83	296, 700	361, 100		
84	297, 300	362, 300		
85	297, 800	363, 500		
86	298, 300	364, 700		
87	298, 800	365, 900		
88	299, 300	367, 000		
89	299, 700	368, 100		
90	300, 300	369, 200		
91	300, 800	370, 300		
92	301, 300	371, 400		
93	301, 600	372, 500		
94	302, 100	373, 700		
95	302, 600	374, 800		
96	303, 000	375, 900		
97	303, 400	376, 900		
98	303, 900	377, 900		
99	304, 400	378, 800		

100	304, 800	379, 700		
101	305, 200	380, 500		
102	305, 600	381, 500		
103	306, 000	382, 400		
104	306, 300	383, 300		
105	306, 500	384, 100		
106	306, 800	385, 000		
107	307, 100	385, 900		
108	307, 300	386, 800		
109	307, 500	387, 600		
110	307, 700	388, 600		
111	308, 000	389, 500		
112	308, 300	390, 400		
113	308, 500	391, 000		
114	308, 700	391, 900		
115	308, 900	392, 800		
116	309, 200	393, 700		
117	309, 500	394, 500		
118	309, 700	395, 200		
119	310, 000	396, 000		
120	310, 300	396, 800		
121	310, 500	397, 400		
122	310, 700	398, 100		
123	310, 900	398, 800		
124	311, 200	399, 400		
125	311, 500	400, 000		
126		400, 700		
127		401, 200		
128		401, 800		
129		402, 400		
130		403, 000		
131		403, 500		
132		404, 000		
133		404, 300		
134		404, 600		
135		404, 900		
136		405, 200		

	137		405,500		
	138		405,800		
	139		406,100		
	140		406,400		
	141		406,700		
	142		407,000		
	143		407,300		
	144		407,600		
	145		407,800		
	146		408,100		
	147		408,400		
	148		408,600		
	149		408,800		
	150		409,100		
	151		409,400		
	152		409,600		
	153		409,800		
	154		410,100		
	155		410,400		
	156		410,600		
	157		410,800		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		229,700	276,000	330,000	411,900

備考

- 1 この表は、小・中学校に勤務する教諭、養護教諭、助教諭および養護助教諭に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級であるものの給料月額はこの表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4(第3条関係)

幼児教育職給料表

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
--------------	------------	-----	-----	-----	-----	-----

	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円
	1	199,600	254,300	287,800	313,800	355,200
	2	201,300	255,900	288,800	315,500	356,900
	3	203,000	257,500	289,700	317,000	358,500
	4	204,700	258,800	290,600	318,500	360,100
	5	206,300	260,300	291,500	319,700	361,700
	6	207,900	261,500	292,400	321,100	363,500
	7	209,500	262,600	293,300	322,500	365,000
	8	211,100	263,700	294,200	323,900	366,600
	9	212,700	264,800	295,000	325,300	368,000
	10	214,500	265,900	296,000	326,800	369,600
	11	216,300	267,000	297,200	328,200	371,200
	12	217,400	268,100	298,300	329,600	372,700
	13	218,500	269,200	299,500	331,000	374,600
	14	219,700	270,100	300,600	332,600	376,500
	15	220,900	271,000	301,700	334,200	378,400
	16	222,000	271,800	302,800	335,700	380,200
	17	223,100	272,400	303,900	337,200	381,700
	18	224,100	273,100	305,000	338,800	383,500
	19	225,100	273,900	306,100	340,400	385,200
	20	226,100	274,600	307,100	341,900	386,800
	21	227,100	275,600	308,100	343,400	388,500
	22	228,500	276,500	309,100	344,900	389,900
	23	229,800	277,400	310,100	346,400	391,300
	24	231,100	278,300	311,100	347,900	392,700
	25	232,400	279,300	312,100	349,400	394,100
	26	233,700	280,200	313,100	351,000	395,300
	27	235,000	281,100	314,100	352,600	396,500
	28	236,200	282,000	315,100	354,100	397,500
29	237,400	282,900	316,100	355,300	398,600	
30	238,400	283,700	317,200	356,800	399,800	
31	239,400	284,600	318,300	358,300	400,900	
32	240,400	285,500	319,400	359,800	402,000	
33	241,400	286,500	320,500	361,200	402,700	
34	242,400	287,500	321,600	362,700	403,400	
35	243,300	288,500	322,700	364,200	404,100	
36	244,200	289,400	323,800	365,700	404,800	

37	245, 100	290, 300	324, 800	367, 100	405, 400
38	246, 000	291, 300	325, 900	368, 500	406, 000
39	246, 900	292, 300	327, 000	369, 900	406, 500
40	247, 700	293, 200	328, 000	371, 300	406, 900
41	248, 500	294, 100	329, 000	372, 300	407, 300
42	249, 100	295, 100	329, 900	373, 400	407, 500
43	249, 700	296, 100	330, 800	374, 300	407, 800
44	250, 300	297, 000	331, 700	375, 400	408, 100
45	250, 800	297, 900	332, 600	376, 100	408, 400
46	251, 300	298, 800	333, 300	376, 700	408, 700
47	251, 800	299, 700	333, 900	377, 400	409, 000
48	252, 300	300, 600	334, 500	378, 200	409, 300
49	252, 800	301, 400	335, 100	379, 000	409, 500
50	253, 400	302, 300	335, 800	379, 700	409, 800
51	253, 900	303, 200	336, 400	380, 500	410, 100
52	254, 400	304, 000	337, 000	381, 200	410, 400
53	254, 800	304, 900	337, 600	382, 000	410, 600
54	255, 300	305, 900	338, 100	382, 700	410, 900
55	255, 800	306, 900	338, 600	383, 400	411, 200
56	256, 300	307, 800	339, 100	384, 000	411, 500
57	256, 800	308, 700	339, 500	384, 300	411, 700
58	257, 200	309, 700	339, 700	384, 900	412, 000
59	257, 600	310, 600	340, 200	385, 500	412, 300
60	258, 000	311, 500	340, 700	386, 200	412, 500
61	258, 400	312, 400	341, 000	386, 600	412, 700
62	258, 800	313, 300	341, 400	387, 300	413, 000
63	259, 200	314, 200	341, 900	387, 900	413, 300
64	259, 600	315, 000	342, 300	388, 500	413, 500
65	260, 000	315, 700	342, 700	388, 900	413, 700
66	260, 400	316, 600	343, 200	389, 400	
67	260, 800	317, 400	343, 600	390, 000	
68	261, 200	318, 200	344, 100	390, 500	
69	261, 600	319, 000	344, 300	390, 900	
70	262, 000	319, 500	344, 800	391, 400	
71	262, 400	320, 000	345, 300	391, 900	
72	262, 800	320, 500	345, 700	392, 400	

73	263, 200	321, 000	346, 000	392, 900	
74	263, 600	321, 600	346, 400	393, 300	
75	264, 000	322, 100	346, 900	393, 700	
76	264, 400	322, 600	347, 300	394, 100	
77	264, 800	322, 900	347, 500	394, 300	
78	265, 200	323, 200	347, 800	394, 500	
79	265, 600	323, 700	348, 200	394, 800	
80	265, 900	324, 000	348, 600	395, 100	
81	266, 200	324, 300	348, 900	395, 300	
82	266, 600	324, 600	349, 200	395, 600	
83	267, 000	324, 900	349, 600	395, 900	
84	267, 300	325, 200	350, 000	396, 100	
85	267, 600	325, 600	350, 300	396, 300	
86	268, 000	326, 000	350, 700		
87	268, 400	326, 300	351, 100		
88	268, 700	326, 500	351, 300		
89	269, 000	327, 000	351, 600		
90	269, 400	327, 400			
91	269, 800	327, 600			
92	270, 100	328, 000			
93	270, 400	328, 400			
94	270, 800	328, 800			
95	271, 200	329, 200			
96	271, 500	329, 500			
97	271, 800	329, 700			
98	272, 200	330, 000			
99	272, 600	330, 300			
100	272, 900	330, 600			
101	273, 200	331, 000			
102	273, 600	331, 200			
103	274, 000	331, 500			
104	274, 300	331, 900			
105	274, 500	332, 300			
106	274, 700	332, 600			
107	275, 000	332, 900			
108	275, 300	333, 200			
109	275, 600	333, 500			

110	275, 900	333, 900			
111	276, 200	334, 200			
112	276, 400	334, 400			
113	276, 700	334, 600			
114	277, 000	334, 900			
115	277, 300	335, 200			
116	277, 700	335, 500			
117	278, 000	335, 700			
118	278, 300				
119	278, 600				
120	279, 000				
121	279, 200				
122	279, 400				
123	279, 800				
124	280, 100				
125	280, 300				
126	280, 600				
127	281, 000				
128	281, 400				
129	281, 600				
130	282, 000				
131	282, 400				
132	282, 700				
133	282, 900				
134	283, 200				
135	283, 600				
136	283, 900				
137	284, 100				
138	284, 400				
139	284, 700				
140	285, 000				
141	285, 200				
142	285, 400				
143	285, 600				
144	285, 900				
145	286, 300				
146	286, 500				

	147	286,800				
	148	287,100				
	149	287,400				
	150	287,600				
	151	287,900				
	152	288,100				
	153	288,400				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		205,800	245,600	260,100	293,600	320,600

備考 この表の適用を受ける職員は、次のとおりとする。

- (1) 保育園に勤務する園長、主任保育士、副主任保育士、主査、副主査および保育士
- (2) 幼稚園に勤務する園長、主任教諭、主査、副主査および教諭
- (3) 子ども未来部に勤務する課長、主幹、課長補佐、副主任、係長、主査、主務、副主査、副主任、主任主事、保育士および教諭。ただし、課長、主幹、課長補佐、副主任、係長、主査、主務、副主査、副主任および主任主事は、幼児教育に従事する職員に限る。

(彦根市水道事業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

第2条 彦根市水道事業職員の給与の種類および基準に関する条例(昭和41年彦根市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「あるもの」の次に「(以下「管理職員」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する職にある職員」を「管理職員」に改める。

第6条第2項中「道」を「みち」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第15条中「休日等」の次に「(次項において「週休日等」という。)」を加え、「第4条第1項の規定に基づく管理者が指定する職にある職員」を「管理職員」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時または緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該管理職員に対して管理職員特別勤務手当を支給する。

第 18 条第 2 項中「(配偶者)」の次に「(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別は同一であるが婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)」を加える。

第 21 条を次のように改める。

(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)

第 21 条 第 5 条、第 6 条および第 17 条の規定は地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項の規定により採用された職員について、第 5 条、第 6 条、第 6 条の 3 および第 17 条の規定は地方公務員の育児休業等に関する法律第 18 条第 1 項の規定により採用された職員については、適用しない。

(彦根市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 3 条 彦根市職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年彦根市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 20 条の表第 24 条の 2 第 1 項の項中「第 12 条から第 14 条までおよび第 14 条の 3」を「第 6 条第 1 項から第 8 項まで、第 12 条および第 13 条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員」に、「第 13 条、第 14 条および第 14 条の 3」を「第 13 条および第 14 条の 3 の規定は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」に改める。

(彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 4 条 彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 25 年彦根市条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 4 項を削り、同条第 5 項中「、第 3 項」を「および前項」に改め、「および前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第 4 項とする。

第 8 条第 1 項中「第 6 条まで、第 7 条」を「第 7 条まで」に、「第 14 条まで、第 14 条の 3 および第 23 条」を「第 13 条までおよび第 14 条の 3」に改め、同条第 2 項中「第 2 条、」を削り、「、第 22 条第 2 項」の次に「、第 23 条第 2 項第 1 号」を加え、「、給与条例第 2 条中「退職手当」とあるのは「退職手当ならびに彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 25 年彦根市条例第 10 号)に定める特定任期付職員業績手当」と」を削り、「100 分の 122.5」を「100 分の 125」に、「100 分の 170」を「100 分の 95」に、「「100 分の 127.5」とあるのは「100 分の 175」と」を「給与条例第 23 条第 2 項第 1 号中「100 分の 105」とあるのは「100 分の 87.5」と」に改め、同条第 3 項中「から第 14 条まで」を「、第 13 条」に改める。

(彦根市病院事業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

第5条 彦根市病院事業職員の給与の種類および基準に関する条例(平成28年彦根市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「途」を「みち」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第10条第1項中「同居していた配偶者」の次に「(届出をしないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)」を加える。

第16条第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「までの間」の次に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第24条第2項中「(配偶者)」の次に「(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別は同一であるが婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)」を加える。

第30条を次のように改める。

(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)

第30条 第5条、第6条および第22条の規定は地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員について、第5条、第6条、第8条および第22条の規定は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員については、適用しない。

(彦根市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

第6条 彦根市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年彦根市条例第26号)の一部を次のように改正する。

付則第29項中「から第14条まで、第14条の3」を「、第13条」に改める。

付則第34項中「、第6条の3」を削る。

付則第35項中「、第8条」を削る。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

2 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において彦根市職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第1から別表第4までの給料表の適用を受けていた職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が付則別表に掲げられている職務の級であ

ったものの切替日における号給(次項および同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級および同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員および市長の定めるこれに準ずるものをした職員の号給については、その者が切替日において当該異動または当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和 8 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 4 切替日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における第 1 条の規定による改正後の給与条例(以下「改正後の給与条例」という。)第 13 条の規定の適用については、同条第 2 項中「(5) 心身

に著しい障害を有する者」とあるのは

- (5) 心身に著しい障害を有する者
- (6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様

の事情にある者を含む。) と、同条第 3 項中「13,000 円」とあるのは「11,500 円」と、「

とする」とあるのは「、前項第 6 号に該当する扶養親族については 3,000 円とする」とする。

(令和 8 年 3 月 31 日までの間における地域手当に関する経過措置)

- 5 切替日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における地域手当の月額、改正後の給与条例第 14 条の 2 第 2 項の規定にかかわらず、給料および扶養手当の月額の合計額に 100 分の 5 を乗じて得た額とする。

(彦根市水道事業職員の給与の種類および基準に関する条例に関する経過措置)

- 6 切替日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における第 2 条の規定による改正後の彦根市水道事業職員の給与の種類および基準に関する条例第 6 条の規定の適用については、同条第 2 項中

「(4) 心身に著しい障害を有する者」とあるのは

- (4) 心身に著しい障害を有する者
- (5) 配偶者(届出をしないが事実上婚

姻関係と同様の事情にある者を含む。) とする。

」
(彦根市病院事業職員の給与の種類および基準に関する条例に関する経過措置)

- 7 切替日から令和8年3月31日までの間における第5条の規定による改正後の彦根市病院事業職員の給与の種類および基準に関する条例第6条の規定の適用については、同条第2項中

「(4) 心身に著しい障害を有する者」とあるのは (4) 心身に著しい障害を有する者
(5) 配偶者(届出をしないが事実上の

婚姻関係と同様の事情にある者を含む。) とする。

- 8 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付則別表(付則第2項関係)

職員の号給の切替表

1 行政職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新号給				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5

22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	

66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90				
95	91				
96	92				
97	93				
98	94				
99	95				
100	96				
101	97				
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				

108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

2 教育職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新号給	
	3 級	4 級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	2	1
15	3	1
16	4	1
17	5	1
18	6	2
19	7	3
20	8	4
21	9	5
22	10	6
23	11	7
24	12	8
25	13	9
26	14	10
27	15	11
28	16	12
29	17	13
30	18	14
31	19	15
32	20	16
33	21	17
34	22	18
35	23	19

36	24	20
37	25	21
38	26	
39	27	
40	28	
41	29	
42	30	
43	31	
44	32	
45	33	
46	34	
47	35	
48	36	
49	37	
50	38	
51	39	
52	40	
53	41	
54	42	
55	43	
56	44	
57	45	
58	46	
59	47	
60	48	
61	49	
62	50	
63	51	
64	52	
65	53	
66	54	
67	55	
68	56	
69	57	
70	58	
71	59	
72	60	
73	61	
74	62	
75	63	
76	64	
77	65	
78	66	

79	67	
80	68	
81	69	
82	70	
83	71	
84	72	
85	73	
86	74	
87	75	
88	76	
89	77	
90	78	
91	79	
92	80	
93	81	

3 幼児教育職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新号給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	2	1	1
7	3	3	1	1
8	4	4	1	1
9	5	5	1	1
10	6	6	2	1
11	7	7	3	1
12	8	8	4	1
13	9	9	5	1
14	10	10	6	2
15	11	11	7	3
16	12	12	8	4
17	13	13	9	5
18	14	14	10	6
19	15	15	11	7
20	16	16	12	8
21	17	17	13	9
22	18	18	14	10
23	19	19	15	11
24	20	20	16	12
25	21	21	17	13
26	22	22	18	14

27	23	23	19	15
28	24	24	20	16
29	25	25	21	17
30	26	26	22	18
31	27	27	23	19
32	28	28	24	20
33	29	29	25	21
34	30	30	26	22
35	31	31	27	23
36	32	32	28	24
37	33	33	29	25
38	34	34	30	26
39	35	35	31	27
40	36	36	32	28
41	37	37	33	29
42	38	38	34	30
43	39	39	35	31
44	40	40	36	32
45	41	41	37	33
46	42	42	38	34
47	43	43	39	35
48	44	44	40	36
49	45	45	41	37
50	46	46	42	38
51	47	47	43	39
52	48	48	44	40
53	49	49	45	41
54	50	50	46	42
55	51	51	47	43
56	52	52	48	44
57	53	53	49	45
58	54	54	50	46
59	55	55	51	47
60	56	56	52	48
61	57	57	53	49
62	58	58	54	50
63	59	59	55	51
64	60	60	56	52
65	61	61	57	53
66	62	62	58	54
67	63	63	59	55
68	64	64	60	56
69	65	65	61	57

70	66	66	62	58
71	67	67	63	59
72	68	68	64	60
73	69	69	65	61
74	70	70	66	62
75	71	71	67	63
76	72	72	68	64
77	73	73	69	65
78	74	74	70	
79	75	75	71	
80	76	76	72	
81	77	77	73	
82	78	78	74	
83	79	79	75	
84	80	80	76	
85	81	81	77	
86	82	82	78	
87	83	83	79	
88	84	84	80	
89	85	85	81	
90	86	86	82	
91	87	87	83	
92	88	88	84	
93	89	89	85	
94	90			
95	91			
96	92			
97	93			
98	94			
99	95			
100	96			
101	97			
102	98			
103	99			
104	100			
105	101			
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			

112	108			
113	109			
114	110			
115	111			
116	112			
117	113			
118	114			
119	115			
120	116			
121	117			

議案第 43 号

彦根市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例および彦根市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)3 月 18 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
および彦根市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例

(彦根市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一
部改正)

第 1 条 彦根市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条
例(平成 26 年彦根市条例第 34 号)の一部を次のように改正する。

第 37 条第 1 項中「第 42 条第 3 項第 1 号」を「第 42 条第 3 項」に改める。

第 42 条第 1 項中「第 5 項」を「第 7 項」に改め、同項第 1 号中「を行う」を「(次項にお
いて「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同項第 3 号中「第 4 項第 1 号」を「第
6 項第 1 号」に改め、同条中第 9 項を第 11 項とし、第 4 項から第 8 項までを 2 項ずつ繰り下
げ、同条第 3 項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う
者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第 42 条第 3 項第 1 号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に、
「小規模保育事業 A 型もしくは小規模保育事業 B 型または事業所内保育事業を行う者(同号に
おいて「小規模保育事業 A 型事業者等」という。)」を「小規模保育事業 A 型事業者等」に改
め、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」
に、「前項第 2 号」を「第 1 項第 2 号」に改め、同項第 1 号および第 2 号を次のように改め

る。

- (1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のアおよびイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担および責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- (2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第 42 条第 2 項を同条第 4 項とし、同条第 1 項の次に次の 2 項を加える。

- 2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第 1 号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

- (2) 次のアおよびイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担および責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業 A 型もしくは小規模保育事業 B 型または事業所内保育事業を行う者(第 5 項において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。)であって、第 1 項第 1 号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

付則第 5 項中「10 年」を「15 年」に改める。

(彦根市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 彦根市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例(平成 26 年彦根市条例第 35 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 1 号中「を行う」を「(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同項第 3 号中「第 4 項第 1 号」を「第 6 項第 1 号」に改め、同条中第 5 項を第 7 項とし、第 4 項を第 6 項とし、同条第 3 項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第6条第3項第1号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に、「第27条に規定する小規模保育事業A型もしくは小規模保育事業B型または事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項第1号および第2号を次のように改める。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のアおよびイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担および責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第6条第2項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のアおよびイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担および責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型もしくは小規模保育事業B型または事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

付則第4項中「10年」を「15年」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

報告第 3 号

損害賠償の額の決定について

法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告する。

令和 7 年(2025 年)3 月 18 日

彦根市長 和 田 裕 行

損害賠償の額の決定について

令和7年(2025年)2月26日

彦根市長 和田 裕 行

(2) 氏名 ○ ○ ○

彦根市は、相手方に、損害賠償金として 109,780 円を支払う。

令和6年12月28日午後8時34分頃、彦根市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇地先の市道後三条巡礼街道線において、左折をしようとした公用車が、相手方が所有する敷地の花壇に接触したことにより、当該花壇が損傷したもの